

年 組

保護者様

練馬区立

小学校

お子様が下記の感染症にかかった場合は、余病の併発と他人への感染予防のため、学校保健安全法の規定により「出席停止」となります。 ※「出席停止」の場合は、欠席にはなりません。

なお、医師により登校許可の診断が出された後は、下記の「登校届」に保護者が記入のうえ、学校に提出してください。

| 種別  | 学校感染症と出席停止の基準       |   |  |
|-----|---------------------|---|--|
|     | 病名                  | 出席停止の期間   |  |
| 第一種 | 鳥インフルエンザ（H5N1）      | 治癒するまで（病気がなおるまで）  |  |
| 第二種 | インフルエンザ             | 発症した後5日、かつ、解熱した後2日経過するまで                                | ただし、病状により園医その他医師が感染の恐れがないと認められた時は、この限りではない。<br><br>（新型コロナウイルス感染症を除く） |
|     | 百日咳                 | 特有の咳がとれるまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで               |  |
|     | 麻疹（はしか）             | 熱が下がってから3日経過するまで  |  |
|     | 流行性耳下腺炎（おたふく）       | 耳、顎または舌の下が腫れ出した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで                  |  |
|     | 風疹（三日はしか）           | 発疹が消えるまで  |  |
|     | 水痘（みずぼうそう）          | すべての発疹がかさぶたになるまで  |  |
|     | 咽頭結膜熱（プール熱）         | 主な症状がなくなったあと2日経過するまで                                    |  |
|     | 新型コロナウイルス感染症        | 発症した後5日、かつ、症状が軽快した後1日経過するまで（無症状の場合は検体を採取した日から5日を経過するまで） |  |
|     | 結核                  | 病状により学校医、専門医により感染の恐れがないと認められるまで                         |  |
| 第三種 | 腸管出血性大腸菌感染症（O-157等） | 病状により学校医、専門医により感染の恐れがないと認められるまで。                        |  |
|     | 流行性角結膜炎             |   |  |
|     | 急性出血性結膜炎            |   |  |
|     | コレラ ・ 細菌性赤痢         |   |  |
|     | 溶連菌感染症              |   |  |
|     | ウイルス性肝炎             |   |  |
|     | 手足口病                |   |  |
|     | 伝染性紅斑               |   |  |
|     | マイコプラズマ感染症          |   |  |
|     | 感染性胃腸炎（ノロウイルス等）     |   |  |
|     | その他（ ）              |   |  |

キ リ ト リ

登 校 届

令和 年 月 日

学 校 長 様

病 名 \_\_\_\_\_ 病（医）院名 \_\_\_\_\_

上記の疾病について、 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 からの加療の結果、医師より登校許可の

診断が出されたので \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 から登校いたします。

\_\_\_\_\_ 年 組 \_\_\_\_\_ 児童名 \_\_\_\_\_

※ 保護者が記入して、学校へ提出してください。 \_\_\_\_\_ 保護者名 \_\_\_\_\_